

＝ いじめ防止基本方針 ＝

帯広市立啓西小学校

【学校いじめ防止基本方針を定める意義】

- 北海道いじめの防止等に関する条例により、北海道におけるいじめの防止に向けた取組を厳格に推進し、北海道いじめ防止基本方針に基づき、校内でのいじめに関する指導を徹底する
- 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となる
- 対応の方針を示すことで、児童生徒や保護者の安心感やいじめの抑止につながる
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることで加害者への支援につながる

1. いじめについての基本的考え

(1) いじめの定義

「いじめ」を次のように定義する。

「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」

(2) 生徒指導上の押さえ

生徒指導上の課題の有無を時間軸で表すと「**状态的・先行的生徒指導（プロアクティブ）**」と「**即応的・継続的生徒指導（リアクティブ）**」の**2軸**でまとめることができる。中でも、日常の生徒指導を基盤とし、すべての児童の発達を支える「**発達支持的生徒指導**」と課題の未然防止教育と課題の前兆行動が見られる一部の児童を対象とした課題の早期発見と対応を含む「**課題予防的生徒指導**」、深刻な課題を抱えている特定の児童への切れ目のない指導・援助を行う「**困難課題対応的生徒指導**」の**3類**に分類される。中でも第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）」が「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに非常に重要である。また、第3層「課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）」ではいじめの早期発見、早期解消に向け、学校や保護者、地域住民（その他関係者）が連携し、取り組む必要がある。更に、いじめの重大事態に繋がらないためにも、第4層「困難課題対応的生徒指導」では、学校（教員やSC・SSW）だけではなく、教育委員会や警察、病院、児童相談所等の関係機関と連携・協働し、対応を行う。担任や支援担当者での対応が困難な場合は「校内連携型支援チーム（いじめ防止対策委員会）」による対応をとる。このように生徒指導上の重層的支援構造（**4層**）により、いじめ事案の対応を進めていく。

(3) いじめ問題発生時の指導

「いじめ」発生時には、何よりも被害者を守るという意識に立ち、加害者に対しても自らの行動を振り返らせ、「豊かな人間関係」や「健やかな心の育成」を図るため、粘り強く教育的指導を行う。また、校内組織「いじめ防止対策委員会」に於いて対応・指導の方向性を協議し、更には教育委員会との情報共有を速やかに行い、プライバシーに配慮しながら指導・対応に当たる。

【いじめの内容】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(4) いじめ解消とは

「いじめ」はあってはならないことであり、決して許されることではない。しかし、どの学校においても、どの子どもにも起こりうる可能性があるとの認識を常にもち、その防止・解消に向けて学校は一丸となって取り組まなければならない。

いじめが「解消」の判断基準を設け、下記の2つの案件を満たす場合いじめが「解消している」とする。

その1 いじめに係る行為が止んでいること

- 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している
(※ 相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする)
- いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する

その2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる
- 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する

【解消後】

解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることから、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒等を、日常的に注意深く観察する。

(5) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その趣旨を理解してもらうため、学校HPや学校だより等を利用して公表し、適宜、情報発信を行う。

2. いじめの未然防止と早期発見のための取組

(1) 日常の指導から

発達支持的生徒指導(日常の生徒指導を基盤とし、すべての児童の発達を支える)において、日々の児童への挨拶、声かけ、励まし、称賛、対話、授業、行事等を通し、個と集団への働きかけを行う。

①いじめの把握・早期発見

担任による日常の観察(朝の出席確認等)を重視し、児童一人一人の心のサインをきめ細かくキャッチするとともに、北海道教育委員会のアンケート調査に加え、本市独自のアンケート調査を実施し、児童の状況を的確に把握する。

②いじめの積極的な認知

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に関わる

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする

(2) いじめを未然防止するための校内研修、及び出前講座等の活用

課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）として、校内研修や職員会議において、いじめに関する各種資料等をもとに全教職員が危機感を共有し、小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築する。また、外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いての研修を積極的に行い、指導内容のプログラム化について理解を深める。

すべての児童を対象に「いじめ防止教育」や「SOSの出し方教育」、「相談窓口の活用」について指導するとともに、「薬物乱用防止教育」や「いじめ非行防止教室」等を生徒指導部が中心となり開催し、実践する。「つく指導」に心がける。

(3) 日常的指導によるいじめの早期発見と初期対応

課題要望的生徒指導（課題早期発見対応）では、日常から挨拶運動や廊下歩行などの学校での約束事をきめ細かに指導し、更に生命尊重・自尊感情の育成に向けて道徳指導・授業の充実に努める。また、子どもの居場所づくりや絆づくりを進めることなどにより、児童にストレスを生まない、いじめが起きにくい校内環境づくりにも努める。

いじめの予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童を対象に、初期段階で諸課題を発見し、組織的に迅速に対応する。特にいじめアンケート等により、気になる児童を早期に見いだして、指導・援助を行う。

(4) 年間指導計画に位置付いた指導の充実

年間計画に位置づけた道徳科の授業や総合的な学習の時間、特別活動（学級活動、行事等）において「自他の生命」を大切にする指導や、多様な価値観・異文化などを理解し認める指導の充実に図り、「いじめ根絶」のための指導を計画的に行う。

(5) 児童の理解・支援

児童の人間関係を客観的に捉えるため、「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用するなどし、日常観察で把握しきれない児童の小さなサインを見逃がさない。

(6) 児童会の取組

児童自らが行動する意識を高める工夫を行い、校内においては児童会において「挨拶運動」「異学年交流」への取組や「相談箱」の設置などいじめ撲滅の取組を充実させる。また、全市的な「いじめ・非行防止サミット」へも積極的に参加する。

(7) 相談体制の充実及び相談員等との連携

児童と教職員の確かな信頼関係を築くことにより校内の相談体制を充実し、更に「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー」等の相談窓口を児童や保護者に周知し、帯広市教育委員会と連携し相談体制の充実に努める。また、いじめ防止対策委員会による組織的な支援によって、早期対応へとつなげる。

(8) 学校評価

学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、児童や保護者のいじめに対する意識を把握し、学校として定期的な意識向上を図るとともに、取組の不断の見直しを行う。

(9) 教職員の意識と責務

すべての児童が授業場面で活躍できるための授業改善に心がけ、学力向上やいじめ未然防止の観点から児童一人一人が授業において生かされる指導に努める。

- 児童生徒理解を深め、児童及び保護者等との信頼関係を築く
- 児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮し関わりをもつ
- いじめを発見し、または相談を受けた場合は、情報を記録し、いじめ防止対策委員会に報告
- 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う
- 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有し、実践的指導力を身につける

(10) 保護者の責務

家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関し第一義的な責任を有する。

- 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める
- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める
- 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童の発達の段階に応じ、その保護する児童について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める
- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応する
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える

(1 1) 地域の役割

地域や関係団体は、道の条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 地域の児童の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える
- 地域の学校等と連携を図り、地域における児童の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める
- 児童に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める
- 児童がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める
- 中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める
- 就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める

(1 2) 配慮が必要な児童

- 多様な背景をもつ児童（発達障がいを含む障がいのある児童）
- 海外から帰国した児童や外国人の児童等外国につながる児童
- 性的マイノリティ等の悩みや不安を抱える児童
- 東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童
- 新型コロナウイルス感染の影響を受けている児童

(1 3) 未然防止に向けた指導の留意点

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることから、全児童生徒を対象とする
- いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合えるよう指導を工夫する
- いじめの傍観者とならず、勇気をもって教職員へ報告するなど、いじめを助長しない指導を行う

(1 4) 年間計画の策定

校内における取組内容の検証を行うため、調査の実施時期、会議の開催時期、それを踏まえた校内研修会等の時期について決定する。

3. いじめ発生時における取組

- (1) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、第1に被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応に当たる。

- (2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速に状況把握を行い、学校の取組についての記録化を行う。
- (3) いじめを受けた児童が学校へ登校できない状況や教室に入れられない状況が生じた場合は、学習サポートの実施や心理カウンセリング等、児童や保護者の立場に立ったきめ細やかな教育的配慮を行う。
- (4) いじめを行った児童に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行い、加えて道徳の時間等において、傍観者となり得る児童に対して学級での全体指導を行う。
- (5) いじめを行った児童の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得るとともに、家庭における指導に対しての助言を行う。
- (6) いじめを受けた児童の家庭に対しては、いじめの解決に向けた学校の取り組み状況について、適切に情報提供を行う。
- (7) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関(警察等)と組織的に対応する体制を取る。

4. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長，教頭，学級（学年）担任，生徒指導部担当（児童支援），教務部担当，養護教諭心の教室相談員 等

- 〈活動〉
- ①いじめの未然防止に関すること
 - ②いじめの早期発見に関すること
 - ③いじめ事案に対する対応に関すること
 - ・取組の実施，進捗状況の確認，定期的検証
 - ・教職員の共通理解と意識啓発
 - ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取
 - ・個別面談や相談の受け入れ，及びその集約
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ・発見されたいじめ事案への対応等

- 〈開催〉
- 定例職員会議において各学年の状況を交流し，いじめの兆候等があれば直ちに開催する。（現状や指導についての情報交換や研修，及び共通行動について話し合う）
 - いじめ事案発生時は緊急開催する。

いじめ防止対策委員会<定例>			通年(日常) の取組
時期	関連会議・取組	内容	
5月	児童理解交流会	児童の様子，行動，友達とのかかわり方を全職員で共有する。	各学年の状況交流
7月	定例職員会議	いじめアンケートの結果から，各事案を共有し，具体的な対策等について協議する。	チェックリ

9月	定例職員会議	いじめの未然防止のついでの道徳、特活授業の指導案、資料提案	ストを用いた児童の日常観察、未然防止
10月	児童理解交流会	児童の様子、行動、友達とのかかわり方を全職員で共有する。	
11月	定例職員会議	いじめアンケートの結果から、各事案を共有し、具体的な対策等について協議する。	
2月	定例職員会議	いじめアンケートの結果から、各事案を共有し、具体的な対策等について協議する。	

5. 重大事態への対処について

重大事態とは「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合。

重大事態が発生した時（児童生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき）は、国が示したフローチャートに従い次の対応を行う。

- ①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめの早期発見のためのチェックリスト

日常の行動や様子

児 童 氏 名

- | | | | |
|---|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室
に行きたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又
は訪問する。・・・・・・・・・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられた
りする。・・・・・・・・・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。・・・・・・・・・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができてることがある。・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・ | [| |] |

授業や給食の様子

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからいがある。 | [| |] |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。 | [| |] |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。 | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・ | [| |] |

放課後の様子

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・ | [| |] |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。・・・・・・・・ | [| |] |

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録，共有
- いじめの事実の確認を行い，結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長に報告）
- ア)「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは，迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が，重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと，以下のような対応に当たる。

● 学校の下に，重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る事により，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても，事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も，調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかとなった事実関係について，情報を適切に提供。（適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい）
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし，いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは，いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があること念頭に置き，調査に先立ち，その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童生徒又はその所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと，資料の提出など，調査に協力する。